

子どもと 海外へ行く方へ 日本へ戻る方へ



子どもの連れ去りにより生じ得る問題点
(各國の法制度及びハーグ条約について)

これから国際結婚をする予定の方,
国際結婚をしている方,
海外で暮らしている方,
これから海外で暮らそうとしている方…

ハーグ条約をご存じですか。

子どもを連れて国境を越える際の
ルールについて
正しく理解しましょう。



どんな場合に
ハーグ条約の
対象になるの?

子どもを連れて
出入国する時に
注意することはあるの?

ハーグ条約って,
どんな条約なの?

子どもを連れて
日本／海外へ行くことを
考えているけど…

勝手に子どもを連れて
出国したら逮捕されるの?

外国で困ったことが
あった場合,
どこに相談したらいいの?

子どもを連れて出入国するときの注意点

- 国によっては、子どもを連れて出入国する場合に、渡航同意書の提示を求められることがあります。また、あらかじめ裁判所に子どもを連れた出国の許可を求めるなければならない国もあります。
- 日本人が日本を出帰国する場合は、渡航同意書を提示する必要はありません。

詳細はお住まいの国又は渡航先の政府機関又は在外公館にお問合せください。

渡航同意書って？

一方の親が子どもを連れて出入国することに、もう片方の親が同意していることを示す書面です。

- 一方の親の同意を得ずに子どもを国外に連れ出すことが、実の子どもであっても、誘拐罪等の対象とされる国があります。その場合、その国に再入国したときに逮捕されることがあります。

そのようなことが起きないよう、
子どもを連れて出国することを希望する場合は、
その国の法律に詳しい弁護士によくご相談ください。



国境を越えて子どもを移動させる場合、 ハーグ条約の対象となる可能性があります！



ハーグ条約とは？

次の2つのことを定めています。

- ①国境を越えて不法に連れ去られた、又は留置されている子どもを元々住んでいた国（常居所地国）に返還するための国際協力の枠組み。
→子どもの監護に関する紛争は子どもの返還後に常居所地国で解決されます。
- ②国境を越えた親子間の面会交流の機会を確保するための締約国の協力。



不法な連れ去り又は留置って何？

一方の親の監護権を侵害する形（例：一方の親の同意がない場合）で、子どもを常居所地国から出国させること（連れ去り）や、約束した期限を経過しても子どもを常居所地国に帰さないこと（留置）です。

「ハーグ条約」正式名称

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」



どんな場合にハーグ条約の対象になるの？

○お子さんは何歳ですか？

16歳未満の子どもが対象となります。

○渡航先／滞在先はどこですか？

下記一覧に記載されているハーグ条約締約国間の不法な連れ去り・留置、面会交流が対象となります。

ハーグ条約締約国一覧

(H27年9月現在
計93か国(以下地域ごとにアルファベット順))

アジア	中国（香港、マカオのみ） シンガポール スリランカ タイ 韓国 日本
------------	---

※中国のその他の地域には
適用されない

北米	カナダ 米国
大洋州	オーストラリア フィジー ニュージーランド
中東	イラク イスラエル トルコ

アフリカ	ブルキナファソ ガボン ギニア レソト モーリシャス モロッコ セイシェル 南アフリカ ザンビア ジンバブエ
-------------	---

中南米	アルゼンチン パラマ ベリーズ ブラジル チリ
	コロンビア コスタリカ ドミニカ共和国 エクアドル エルサルバドル

グアテマラ ホンジュラス メキシコ ニカラグア パナマ	バラグアイ ベルー セントクリストファー・ネービス トリニダード・トバゴ	ウルグアイ ベネズエラ
---	---	----------------

歐州	キプロス チェコ デンマーク エストニア フィンランド フランス ジョージア ドイツ ギリシャ ハンガリー
	アイスランド アイルランド イタリア ラトビア リトアニア マルタ モルドバ モナコ モンテネグロ

オランダ ノルウェー ポーランド ポルトガル ルーマニア ロシア サンマリノ セルビア スロバキア スロベニア	スペイン スウェーデン スイス マケドニア トルクメニスタン ウクライナ 英國 ウズベキスタン
--	--

注) ハーグ条約が日本について発効した平成26年4月1日より前に不法に連れ去られた又は留置が開始された子どもについては、ハーグ条約に基づく返還の対象とはなりません（ただし、その場合も、子どもとの面会交流が妨げられていれば、面会交流のための支援を受けることができます）。

外国で困ったことがあつたら…

その国にある日本の大使館、総領事館など（在外公館）に相談することができます。

在外公館では、以下のような支援を提供しています。

- 渉外家事事件に詳しい弁護士（可能な場合には日本語が通じる弁護士）、通訳・翻訳者、調停機関、面会交流支援機関、DV被害者支援団体の紹介
- 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・支援の要請
- 家庭問題に関する相談（在外公館への相談内容について記録を作成し、要請があれば相談者に提供しています。）

お困りのことがあれば、
お気軽に在外公館にご相談ください。



ハーグ条約についてご不明な点、
ご心配な点などがございましたら、
ハーグ条約室にご連絡ください。
また、外務省のホームページにも
詳しいご案内を掲載しています。

外務省領事局ハーグ条約室

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL 03 – 5501 – 8466

平日午前9時から午後5時まで（12時30分から13時30分を除く）



E-mail hagueconventionjapan@mofa.go.jp

URL <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>